9月定例教育委員会議事録

平成23年9月6日(火)10:30~

委員長 それでは、ただいまより、9月定例教育委員会を始めます。よろしくお願いします。 それでは教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。お手元の日程表をご覧ください。まず、教育長から一般報告がございます。議事といたしまして、議案第1号鳥取県就学指導委員会委員の任命について他3件、報告事項といたしまして、東日本大震災にかかる石巻市へのスクールカウンセラーの派遣について他17件、協議事項といたしまして、平成23年度鳥取県教育委員会表彰について他2件でございます。よろしくお願いします。

委員長 教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。それでは、先月の教育委員会以降の主な動きについてご報告を申し上げます。 8月17日、初めての企画としまして、本庁課長研修会というものを白兎会館で実施をしました。 前半が終わりに近づいてまいりまして、前半を踏まえて、後半、今の課題をどのように処理していくのか、その処理方針、また来年度に向けての展望等、課長自らが作成した資料、プレゼンによりまして発表し、コメントし合うという会をもちました。他の課の課題をお互い聞き合うことによって、自分のところだけじゃなくて、いろんな視点ができたんじゃないかと思っております。 とても有意義な会でありました。

8月18日には9月補正予算の議会各会派の要望がございました。それから、8月19日になりますけれども、午前中、中部総合事務所で臨時県立学校長会を開催いたしまして、厳正な服務規律確保をお願いしたいということを話をいたしました。午後は北栄町の農村環境改善センターで第17回鳥取県図書館大会が行われました。そこで挨拶を申し上げました。8月20日には岡山県で開催されておりますミニ国体に激励にまいりまして、野球、そして、少年サッカー等を応援いたしました。8月24日は市町村教育委員会の全体研修会ということで、4回目になりますけれども、市町村の教育委員さんと意見交換をしたり、テーマを設けて議論し合うという会をもちました。それから、8月25日には各教育局の局長さんとそれから私、両次長と総務課長を含めまして、局の抱える課題とか、それぞれいろんな提言を聞いて予算に活かそうという会をもちました。

8月26日になりますけれども、このあと報告ございますけれども、石巻市にこの2回目となります、この派遣の教育相談員、第1団の教育相談員がご挨拶に見えました。8月29日には鳥取盲学校と聾学校を訪問いたしました。やはり直接校長先生からお話を聞いて現地を見ると、教育委

員会で話を聞くのとまた随分違いますので、私にも考えるところが非常に多くありました。午後は難波宮の跡、ここは今の大阪市の歴史博物館、あるいはNHKの大阪になっていますけれども、その史跡をどのように共存を図りながら保存しているのかというところを見ました。8月30日には近畿大学の英語村ということで、韓国の英語村をモデルに作っておりますけれども、非常に評価が高いものでありまして、環境大学もそうした英語に力を入れようとしているわけですけれども、我々もこの高校現場でもどのようなものなのかということを見ておきたいと思いまして見てきました。

それから、8月31日には恒例の島根大学教育学部との意見交換を行いました。9月1日は米子で臨時県立学校の事務長会を開催いたしまして、同じように会計処理について、あるいは服務規律の確保について、事務長としての監督をお願いいたしました。その日が同じく午後、鳥取養護学校を訪問いたしまして、校内を見てまわりました。いろんな課題がありますので、その課題も教育環境課に伝えたりしておりますけれども、早く解決したいと思います。9月2日、先程鳥西で新体操を見ましたけれども、水泳とか、水球とか、このライフル射撃とか、そうした会期前にあります競技の激励会がありました。これに参加して激励をいたしました。昨日は連合鳥取の政策制度要求というのがございました。そして、公立学校共済組合の白兎会館の職員の研修会がありましたので、そこに参加をしてお話をさせていただきました。以上でございます。

委員長 はい、分かりました。ご苦労さまでした。では、議題に入ります。本日の署名委員さんは岩田委員さん山田委員さんにお願いしたいと思います。なお、議案第1号~第4号につきましては人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定いたしまして、これより非 公開とします。関係課長以外の各課長は退席をお願いします。

「非公開 】 議案第1号 鳥取県就学指導委員会委員の任命について

議案第2号 公立学校教職員の懲戒処分について

議案第3号 公立学校教職員の懲戒処分について

議案第4号 公立学校教職員の懲戒処分について

委員長 以上で、非公開の案件は終了しましたので、これより公開とします。各課長入室させてください。それでは報告事項に移ります。報告事項アについて説明をお願いします。

[公開]

報告事項ア 東日本大震災に係る石巻市へのスクールカウンセラーの派遣について 教育総務課長 説明

教育総務課長 はい。報告事項アをご覧ください。東日本大震災におけるスクールカウンセラーの派遣です。第2団を派遣いたしております。5月~7月まで第1団、中学校の方に派遣したわけでございますけども、夏休みを終えまして、石巻の教育委員会と協議してまいりました結果、

小学校への派遣を希望ということで、実は先週から、東部教育局の教育相談員が既に行って帰ってこられました。やはり、1学期と同じ先生に続けていただけるのがありがたいと地元の小学校の先生からのご意見もあったようです。今後の予定はそこに書いておるとおりです。引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

委員長 続いて報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について 教育環境課長 説明

教育環境課長 教育環境課です。公立学校の耐震改修状況調査の結果についてご報告いたします。この8月24日に文部科学省が全国調査を発表したものでして、まず、耐震診断の状況が記載されておりますが、小中学校は95.0%で耐震診断が行われております。これ昨年より若干0.9%ほど下がったような数字になっておりますが、これは昨年度、耐震診断をするのをやめたか、これから耐震診断をしないと決めた学校について、耐震診断をしなくていいというような、錯覚のための誤りをして、ちょっとそういった誤りがあって95.0%とちょっと下がっております。それから、高等学校では100%、特別支援学校では100%です。幼稚園では0%になっておりますが、この分母と言いますのは、2分の0でして、2つの幼稚園で耐震診断されておりませんが、幼保一元化の整備を進めておられまして、23年度中には耐震と言いますか、整備をされますので、これは来年度には100%となりますが、対象がなくなるということになりますので、そう大きな問題ではないと考えています。

ただ、耐震化の状況の方では、小中学校で 72.1%ということで、全国では 33 位になっております。これ昨年度に比べますと、昨年度は 32 位でして、1 位ほど下がっておるんですが、全国平均の 80.3%に比べましてやや低いということで、先日、9月2日付で県の教育長名で各市町村の教育長宛でに公立学校の耐震化を推進してくださいという、そういった注意喚起の文章を出させていただいております。それから、高等学校の方は 68.8%と昨年度よりも 15%程度上がりまして、昨年度の 45 位に比べまして 32 位とかなり上がってきております。それから、特別支援学校は100%を達成いたしました。幼稚園の方は 50.0%ですが、今年度、先程の 2 つの幼稚園が幼保一元化の整備がすみますと 100%になりますので、23 年度中には 100%の整備が進むということになっております。

それから、一番下のところは危険な校舎がどれくらい残っているかというような数値を表したものでして、Isが0.3以下のものが、今、10ほどあるという、残っておるということになっておりますが、昨年度は20ほどありまして、これが10に減ったと言いますか半減したという面もありますが、まだ10残っているというような状況にございます。以上でございます。

委員長 何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 すいません。先程、西高に行ったときに、Is値が低い建物があると言ったけど、あれでいくつでしたかね。

教育環境課長 0.35です。

教育長 0.35 が特別教室ということですね。

教育環境課長 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

委員はい。

委員長 はい。続いて、では報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 第 35 回全国高等学校総合文化祭福島大会の結果について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。報告事項ウ、第35回全国高等学校総合文化祭福島大会の結果についてご報告いたします。はぐってください。8月3日~8月7日にかけて、福島県で行われました第35回全国高等学校総合文化祭の結果について報告いたします。今年度は東日本大震災の影響で、福島県のほかに郷土芸能を岩手県で、演劇を香川県で行っております。また、吹奏楽、マーチングバンド・バトントワリング、JRC・ボランティアという3部門が中止となっております。それで、20部門の開催中16部門に184名の鳥取県から生徒が参加しております。主な成績ですが、写真部門におきまして、鳥取聾学校2年生の濱尾昂史君が奨励賞を受賞しています。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

教育長 ちょっと、これは昨年度も減ったんですけれども、今年も結局、写真部門しか獲れていないというところで、少し心配をしております。

委員長 そうですね。

教育長 鳥取中央育英高校の新聞部なんか非常に優秀で全国 1 位をやっていたんですけど、やってくださるかたが今係わっていなくて。

委員 辞められたんですか。

教育長 いや、もう退職されているんですけどね。退職されてもやっておられたんですけども、 今はもう離れていらっしゃる。数名でレイアウト等うまく指導されていたりとか、あるいは将棋 でも小学校の頃の全国に通用するものがいないので。

委員長 そうですね。小規模の学校でも取り組める内容が。

教育長 ちょっとやっぱり何か文化的なことにもうちょっと手を入れないといけないというような気がしますね。

委員長 はい。報告事項工を説明してください。

[公開]

報告事項エ 県立学校における平成 24 年度使用教科用図書の採択について 参事監兼高等学校課長 説明

特別支援教育課長 説明

参事監兼高等学校課長 報告事項の工、県立学校における平成24年度使用教科用図書の採択についてご報告いたします。一番最後の60ページを見ていただけますでしょうか。県立高等学校における平成24年度使用教科書の採択の仕組みということで、前回ご説明したんですが、各県立学校長からこういう教科書を使いたいということが提出されてまいります。それを教育長が決裁して採択いたします。その採択されたということの通知を各学校長に、今年は8月30日付で通知しております。併せて本日、教育委員会の方に報告する、そういう流れでさせていただいております。参考と書いてあるところで、一番下ののところで、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条のところで、事務を教育長の方に権限を委任するというところに書いております。

それで、1ページに返っていただけますでしょうか。採択の概要についてお知らせいたします。 区分として第1部、第2部、第3部とございますが、第1部は、理科、数学について来年から実施されます新学習指導要領に基づいて編成された教科書でございます。第2部というのが、現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書でございます。第3部というのは0点でございますが、これは旧学習指導要領に基づいて編成された教科書でございます。2ページに書いておるんですが、採択した教科書、学校からの主な理由、これはほとんどそうなんですが、内容が教科科目の目標に適合しており、程度が制度等の実態に即し適当であるという、そういう理由でこの教科書を使うということを申請されております。

4番のところに書いておりますが、平成24年度は数学及び理科において、新学習指導要領が先行実施されるため、第1部から数学では26点、理科では24点の教科書の採択がございました。ちょっとはぐっていただいて、3ページを見ていただきますと、その教育関連のものと言いますのが、例えば鳥取東高で申しますと上から6つありますが、数件、生物、数学と理科の教科書、そのあとはずっと国語がきますけれども、そんなものより上のものです。鳥取東高で言いますと、この6冊が第1部に属する新学習指導要領に基づいて作られた教科書ということで、鳥取西高で言いますと、上から5冊がそれに該当いたします。高校については以上でございます。

特別支援教育課長 続いて特別支援学校でございます。1つ目は検定教科書、これは特別支援学校の中でも知的障がいのない子どもたちは準ずる教育を行っておりますので、小中同様の教科書を使います。小学校53点、中学校31点でございます。2つ目は文部科学省著作教科書でございます。これは、特別支援学校の視覚障がい者用点字版、それから特別支援学校聴覚障がい者用、さらに特別支援学校知的障がい者用、通称星本と言いますけども、このようなものがございます。そこに、下の方の表にありますけども、視覚障がい者用が非常にこう点数が高いというか、出ていると思いますけども、点字版に直しますと1冊の本をかなり分冊というかたちに分けていきますので、そのような関係から1つの点数が高くなっているということでございます。

それから3番目、学校教育法付則第9条に基づく教科書、これは知的障がいのある児童生徒用ということになるんだと思いますが、教科書として発行されてないもの、一般図書の中から教科書の代わりに使う図書でございます。388点ということでございます。以上です。

委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項オを説明してください。

[公開]

報告事項オ 県立学校の主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数(基準)について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。報告事項オ、県立学校の主として専門学科において開設される 各教科・科目の標準単位数(基準)について報告いたします。鳥取県立学校管理規則第9条に学 校の教育課程は学習指導要領又は幼稚部教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき校長 が編成する、という項目があります。教育委員会が別に定める基準と申しますのが、下にありま す教科・科目についてでございますが、説明のところであります高等学校学習指導要領第1章総 則第2款の3というのが、ここの下のものです。及び特別支援学校高等部学習指導要領第1章総 則第2節第2款第1の3に教科・科目が載っております。

ただし、その教科・科目についての単位数は決めてありません。それを決めるのは教育委員会が決めるというふうになっておりまして、農業の、例えば農業と環境という科目でしたら標準単位数を2単位~6単位にしますよということを教育委員会で決めるというものでございます。以下1ページ~3ページまで、そういうように決めております。それで、2ページの一番下の理数につきましては、24年度から適用されます。その他の科目につきましては、25年度からの適用になります。以上でございます。

教育長 補足しますと、21年3月に高等学校と特別支援学校の新しい学習指導要領が告示されて、25年度から実施になります。それで、高校の理科・数学については先行実施で24年からになるんですけども、いろんな国語とか、数学とか、科目があるんですけどね、特に専門科目については、何単位にするかというのは、都道府県の教育委員会が検定するということになっておりますので、ここにもう、そろそろこの専門科目は何単位にしようということを決めておく必要があるということで、今日のご報告ということになります。

委員長 それで、ある程度、案件の波線があるところなんかについては各学校が分けられる、 決められるということですか。

参事監兼高等学校課長 そうです。

委員長 はい。

参事監兼高等学校課長 教育課程を編成する段階において、これは、じゃ、4から、例えば8単位だとしたら、それをこの教科はうちは6単位でやる、4単位ですると、そういうような格好で決めていくということです。

委員長 それは、県教委は届け出という格好ですか。

参事監兼高等学校課長 県教には届け出。

委員長 承認ですか。

参事監兼高等学校課長 承認です。

委員長 県教委が承認というかたち。

教育長 これを基にして教育課程を組みますので、それを今度は教育課程がこちらに上がって きますので、それを承認するということでね。

委員長 承認ですね、はい。いかがでしょうか。この高校は総時間、何時間増えますかね。

参事監兼高等学校課長 時間は増えません。

委員長変わりませんか。小中学校は増えますよね。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員長 高校はなし。では、続いて報告事項力を説明してください。

[公開]

報告事項カ 平成23年度第2回「高校生マナーアップさわやか運動」について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。報告事項力、平成23年度第2回「高校生マナーアップさわやか運動」についてご報告いたします。はぐってください。心とからだいきいきキャンペーンの一環として実施しております、高校生マナーアップさわやか運動において、今年度第2回目になりますが、9月13日火曜日~16日金曜日まで4日間実施いたします。この期間中に延べ約4,000名程度のかたがこの運動に参加してくださるということでございます。鳥取・倉吉・米子の方で9月13日には開始式を行いたいというふうに考えております。この今回の重点指導項目といたしまして、さわやかな挨拶、さわやかな服装、さわやかなマナーということを心がけて子どもたちに接していきたいというふうに考えております。以上でございます。

教育長 これ重点項目って、毎年マナーアップされているんだったら、これ、どうなるの。 参事監兼高等学校課長 はい。ああ。

教育長 だから何が重点かっていうのがよく分からない。

参事監兼高等学校課長 そうですね。

教育長 これはね、十何年から。

参事監兼高等学校課長 17年の秋からです。

教育長 やってきたときからのスローガンっていうかね、なので、これを合言葉にしてやって きたんで、だから重点指導事項というのは、定例のっていうか、これが基本だという意味ですよ ね。

参事監兼高等学校課長 すみません。

委員 高校生は学生と言わないですよね。

委員長 はい、生徒ですね。

教育長 生徒ですね。

委員長 運動の期間の半ばの第1回JR通学生か。逆に大学生の生徒というのは学生ですね。

教育長 大学生ですね。

委員長 私もちょっと乗ってみたいと思います。下市から米子まで。

教育長 今回は少し教育委員会の事務局の職員もね、駅に立ったりするんですけども、若い人

が声をかけるとまた響きやすいんじゃないかなと思って、少し若い人を強化しようと思っています。

委員長 はい、よろしいでしょうか。じゃ、報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 船上山少年自然の家及び大山青年の家における長期自然体験活動関連事業 について

家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。報告事項キ、船上山少年自然の家及び大山青年の家における長期自然体験活動関連事業についてご報告をさせていただきます。この夏、船上山少年自然の家の方でキッズアドベンチャー、大山青年の家でわくわく探検隊事業を行いました。船上山の方では8月7日~12日で小学4年~6年生の36名、投入堂の登山、東郷湖のカヌー、船上山の登山等を組み込んだ約60kmのアドベンチャーウォークを行いました。また、大山では、わくわく探検隊ということで8月1日~5日、小学5年生~中学3年生までの38名で3つのステキ探しの旅というテーマでむきばんだ、大山で自然・歴史を学び大山登山をするというようなキャンプを実施いたしました。参加児童の感想を掲載しておりますが、当たり前と思っていることの大切さ、ありがたさ、協力ということの大切さ、頑張り続けることの大切さ、話し合うことの大切さなどを学んだ。あるいは自分に自信が持てるようになった。みんなをまとめられるような人になりたい。こんなステキな自然があるんだ。そういった素晴らしい感想を述べておりまして、将来を担う人材のリーダー養成につながったというふうに考えております。以上です。

教育長 これはとてもいい企画をしてくれていましてね、船上山も大山もね、いい企画をしているなあと思います。

委員長 こういう時節でこういう事業を計画していただいてありがたいですね。

教育長 もっと広げていきたいですね、これね。影大山もこんなに綺麗だと思いませんよね。

委員 鳥取大学から少ないですね。島根大学から7人なのに鳥取大学から1人と。

教育長 島根はね、例の教育学部が 1000 時間体験というのが、ああいうことをやっていて、島 大の参加があるのかもしれません。

委員 この36名というのは公募ですか。

家庭・地域教育課長はい、公募でございます。落ちた子もあります。

委員 抽選なんですか。

家庭・地域教育課長 抽選です、はい。

委員 どれぐらい応募があるんですか。

家庭・地域教育課長 50 名ちょっと応募があったというふうに聞いてます。

教育長 みんな行かせりゃいいのにね。

委員長 これ、増やすことは難しいんですね。

家庭・地域教育課長 そうですね、やっぱり体制とか、安全とか考えますと、ぎりぎりのとこ

ろかと思います。

委員長 そうですね。

委員 男の子と女の子の割合、どんな感じですか。

家庭・地域教育課長 すいません、そこまでは。

委員 写真で一生懸命見てるけど、ちょっとよう分からんのです。

委員 女の子の方が多そうですよ。登山の写真だけ見ると女の子の方が多いです。

教育長 大山もそうですね、大山山頂も。大山の方はね、この高校生がOBとして2名参加していますね。

委員 美しい。

教育長 いいですね。

委員長 ありがとうございます。次にいかせていただきます。報告事項クを説明してください。

[公開]

報告事項ク 船上山少年自然の家及び大山青年の家の入所者用図書コーナーの設置 について

家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 報告事項ク、船上山少年自然の家及び大山青年の家の入所者用図書コーナーの設置についてご報告します。船上山・大山では県立図書館と連携して野外活動に関する本を中心とした図書コーナーを設置し、利用者に本を読んでいただける環境整備をいたしました。船上山が8月4日、大山が8月10日に開設式を行っております。設置した本は自然の動植物の図鑑、アウトドア等野外活動関係の図書、レクリエーション関係の図書、その他絵本とか、児童書、小説などそれぞれ700冊を図書館の協力を得てお借りしております。利用者の感想としましては、野外にそういった植物やきのこを調べようと思って、読書コーナーの図鑑をみたら詳しく書いてあったので勉強になったとかありますが、そういう子どもたちの身近なところに本があり、興味を持ったことについて本で調べたり読んだりする、あるいはテレビやゲームから離れて本を読むことの楽しさを知る、そういった取り組みを今後も進めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

委員長 では、続いて報告事項ケを説明してください。

[公開]

報告事項ケ 県内の国史跡における行事の開催について 文化財課長 説明

文化財課長 はい。報告事項ケ、県内の国史跡における行事の開催につきまして、9月~10月にかけて開催されます4行事について報告させていただきます。1枚おはぐりいただきますと、1~4まで事業を書いております。後の方にチラシをそれぞれつけておりますので詳しくはご覧

いただきたいと思いますが、特に1のむきばんだ秋麗まつりにつきましては、周辺に整備された上淀白鳳、それから伯耆古代の丘と一緒に古代ロマンウォークということで、連携した事業を実施することにしております。また、2の第8回になります燈籠会につきましては、池田家の第16代当主の出席のご挨拶をいただくようなかたちになっております。3の11回全国歴史の道会議鳥取県大会は、文化庁、鳥取県、智頭町の教育委員会の共催事業でございまして今年度は平安から利用されている、また池田藩の参勤交代にも利用された智頭往来志戸坂峠越というのを中心に鳥取県の奥大山古道、それから若桜鉄道等の報告、翌日には現地の史跡の見学ということを予定しております。あと、青谷上寺地遺跡フォーラムも今年度は骨角器の調査研究の成果をもとに交流拠点としての港湾集落であった青谷上寺地遺跡に迫っていくというテーマで実施する予定でございます。以上でございます。

委員長 いろんな事業されますね。では、よろしいでしょうか。はい。間もなく 20 分になりますので午前の部はここで終わりにしたいと思います。午後、報告事項コを午後 1 時からよろしいでしょうか、開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 はい、それでは只今から午後の部を開会いたします。報告事項コを説明してください。

[公開]

報告事項コ 遊びの王様ランキングについて スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項コでございます。遊びの王様ランキングについて報告します。これは、子どもたちが運動に親しむきっかけづくりとしまして、この度、遊びの王様ランキングを開始しました。2番の概要の(2)番でございます。参加対象者は幼稚園・保育園から中学生までを対象にしております。それで、これは個人で参加するものではございませんで、チームで参加していただくというかたちをとっています。ですから、学校ですとか、あるいはスポーツ団体、あるいは公民館の事業、さらには放課後等の児童クラブ等で活用いただければというふうに考えております。(4)番に運動遊びの種目を記載しております。全部で19種目、今、掲載しております。この19種目からインターネット上で記録を登録していただいて競っていただくというものでございます。

なお、このランキングにつきましては、園児の部、それと小学生の低学年の部と小学生の高学年の部、それと中学生のこの4部で競っていただくというかたちをとっております。以上でございます。

委員 おもしろい。

委員長 そうですね。よろしいでしょうか。

委員 これ、今年からですかね、これ。

スポーツ健康教育課長はい。

委員 今年から。

委員長 じゃあ、続いて報告事項サを説明してください。

[公開]

報告事項サ 平成 23 年度全国高等学校総合体育大会について スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項サ、平成23年度全国高等学校総合体育大会について報告いたします。期間につきましては、去る7月28日~8月20日まで北東北で開催されました。4番の入賞状況は記載のとおりでございます。一番下にまとめを書いてございます。まず、相撲の方でいきますと鳥取城北高校が団体の部で2年連続で優勝しておりますし、また弓道、自転車、フェンシング、ボート、水球におきましては昨年に続きまして入賞いたしております。さらには定時制大会でございますけども、鳥取緑風高校のバレーボール部で昨年に続きまして5位入賞をいたしております。以上でございます。

委員長 参考の資料の中で 20 年度のところから 2 行に分かれておりますが、埼玉、神奈川、これはどういうことですか。

スポーツ健康教育課長 神奈川の方が定時制大会でございます。

委員長 右側にあるのですね。

スポーツ健康教育課長 はい。今回の23年度の神奈川の部が定時制大会の関係になります。

委員 定時制が神奈川だけというのは、何か意味があるんですか。

スポーツ健康教育課長 神奈川と東京都でやってございます。代表して神奈川ということで記載いたしております。

委員長 よろしいでしょうか。はい。では、続いて報告事項シを説明してください。

[公開]

報告事項シ 平成 23 年度全国中学校体育大会について スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項のシでございます。平成23年度全国中学校体育大会についてでございます。期間につきましては、去る8月17日~25日までございました。近畿ブロックで行われています。4番入賞一覧でございます。3人のかたが対象になってございます。いずれも水泳競技でございました。ちなみに、昨年度は水泳競技もございましたけども、他に陸上競技ですとか、ソフトテニス、さらには団体で相撲、これ西中学校ですけども、昨年度は入賞していましたけども、今年は水泳競技のみという結果でございました。以上でございます。

教育長 その原因はどのあたりにありますか。

スポーツ健康教育課長 はい。陸上競技、かなりこれもハードルなんかが活躍してございまして、残念ながら9位と、3人のかたがかなりいい成績を出しているんですけども9位という結果でございました。かなり記録的には全国優勝レベルのものでありましたけども、結果としては残

念ということでございます。

教育長 また別の機会でいいですから、中学校の入賞の種目ですね、種目数、これ今年は3人だけれども、結果的に水泳競技だけなんだよね。

スポーツ健康教育課長はい。

教育長 他に、22 年度もさっきいろんな種目があったんだけども、なんとなく種目も減ってきているのかなという気もするので、そういったことが分かる資料を、また後日で結構ですけど、 用意してください。

スポーツ健康教育課長 はい、分かりました。

委員長 はい。報告事項スを説明してください。

[公開]

報告事項ス 第66回国民体育大会中国ブロック大会の結果について スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。報告事項のスでございます。第6 回国民体育大会中国ブロック大会の結果でございます。まず、期間につきましては去る5月29日~8月28日まで岡山県一円で開催されました。この表の真ん中あたりに鳥取の枠がございます。鳥取、島根、岡山、広島ということでございまして、今年度、本国体が山口県でございましたので、この4つの県で出場権を争ったということでございます。鳥取の欄をずっと下に見ていただきますけども、各競技に対して鳥取県の順位を示してございます。それで、その順位を で囲ったもの、これが国体、本国体の出場権を獲得したものということでございます。

3ページをご覧ください。3ページの一番下のところに今回の本国体の獲得数の合計を記載しております。40種別ということでございます。5なみに昨年度は39種別でございましたので、1つ増えたということでございますが、ただ、今年度は先程申しましたように山口が参加してございませんので、もう少しだったなというふうに考えております。以上でございます。

委員長 今、こういった競技力向上に向けて取り組みをしていただいているんですよね。 スポーツ健康教育課長 はい。

委員長 はい。またその成果が出てくるんですね。他によろしいですか。はい。続いて報告事項セを説明してください。

[公開]

報告事項セ 第66回国民体育大会(本大会)の概要及び鳥取県選手団結団式(激励会)の実施について スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。第66回国民体育大会の概要及び鳥取県選手団結団式の実施についてでございます。 先程もありましたように、今回本国体は山口県で開催されます。10月1日~

11日までということでございます。6番にその他というふうに記載してございますけども、これ以外に会期前の実施競技ということで3競技、記載のとおりの日程で開催されます。1つご訂正をお願いしたいと思います。この表の下の方です。2番の鳥取県選手団結団式とございます。23年9月21日水曜日午後1時半からとしてございますけども、これは午後1時からということでございますのでご訂正をお願いしたいと思います。大会日程と会場一覧につきましては、2ページ目、3ページのとおりでございます。

4ページをご覧ください。今回の国体から県の選手団のユニフォームを変更してございます。この4ページの一番下をご覧ください。写真が2つございます。右側の方がわかとり国体時のユニフォームでございます。左側の方側が昨年度までのユニフォームでございます。今回これを改正しまして、5ページの方でございますけども、こういった形式の軽量性と言いますか、そういうかたちにデザインを変えてございます。このユニフォームを今回から着たいというふうに考えております。以上でございます。

委員 走りやすいか。

委員長 そうですね。

教育長 20年振り。

委員長 20年振りですね。続いて報告事項ソを説明してください。

[公開]

報告事項ソ 市町村(学校組合)立中学校において平成24年度使用教科用図書の採択 について 小中学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項ソ、市町村(学校組合)立中学校において平成24年度使用教科用図書の採択につきまして採択結果を報告いたします。1枚おはぐりください。採択結果、東部、中部、西部の採択地区協議会のそれぞれの決定の教科書名を書かせてもらっております。特に注目は、社会科の歴史的分野と、公民的分野でございます。こちらの結果になっております。いわゆるつくる会系の教科書を採択されていないという結果でございました。以上でございます。

委員長 何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。報告事項タを説明してください。

[公開]

報告事項タ 「不登校の未然防止に関する県教育委員会メッセージ」について 小中学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項タ「不登校の未然防止に関する県教育委員会メッセージ」について報告いたします。 1 枚おはぐりいただきますと、 2 ページの方に県教育委員会メッセージと 8 月 29 日付けで発信をいたしました。これは、不登校の対策プロジェクトの一環といたしまして

一人ひとりの教職員へということで、浸透させたいという思いで1枚ものを作らせてもらっております。学校を中心とした取り組みということが一番の要であろうという思いの中で、この2学期以降、全県を挙げて不登校対策に取り組む期間として1枚ものを出させてもらっております。また、9月13日に湖東中、あるいは緑風高校、9月28日に米子の方の後藤ヶ丘中学校ということで意見交換会をさらに行うところでございます。以上でございます。

教育長 夏休み明けに少し意識して対応していただこうということでメッセージを出しました。 委員 後藤ヶ丘中はいつだとおっしゃいました。

小中学校課長 後藤ヶ丘中の話、8月28日に組んでいただいておる。

委員 何時からですか。

小中学校課長 1時半でございます。

教育長 ぜひ、ご都合つけて行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 小中学校課長 お世話になります。 1 時半から 3 時半の予定で組ませていただいています。 委員長 続きまして、報告事項チを説明してください。

[公開]

報告事項チ 鳥取県教育審議会委員の辞職について 教育総務課長 説明

教育総務課長 はい。鳥取県教育審議会委員の辞職についてでございます。8月20日付けで前 倉吉北高等学校校長さんでありますが、審議会委員の委員を辞職する旨の辞職届がございました。 当日付けで辞職を承認する辞令を代理決裁によりまして発令したものでございます。ここに報告 いたします。以上です。

委員長 よろしいでしょうか。続きまして報告事項ツを説明してください。

[公開]

報告事項ツ 平成 23 年度第 1 回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の概要について 参事監兼高等学校課長 説明 小中学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。平成23年度第1回鳥取県教育審議会学校等教育分科会の概要についてご報告いたします。1ページをご覧ください。平成23年8月23日に第1回の鳥取県教育審議会学校等教育分科会を開催いたしました。4番にあります議事というところで次の2点についてご意見お聞きいたしました。1点は、今後の県立高校の在り方について、2点目は今後の幼児教育プログラムの在り方についてご意見をお伺いしました。高等学校課の方では1番についてご説明いたします。委員からの主な意見っていうふうに書いておりますけれども、最初に学校と地域との繋がりを考えると学校を減らすのは望ましくないというような考え方。だけども学科減や学級減を検討する際は一律に減らすのではなく、学科の特性や地域の特性を踏まえて決定して

欲しいということ、それから教員の採用も減るというようなことを考えるとベテラン教員から若 手教員への教育の技術を引き継ぐことができなくなってしまう。教員を確保するということも鳥 取県の教育を考える上で大きな課題だというようなこと。

それから、2ページですが3つ目、中学校の卒業段階で看護や介護の学科を選べるかどうか疑問、まずは高校で基礎的な教養を学んだ方がよいと思うというご意見に対して、中には早い段階で進路を選べる子もいる。高卒後では職業選択の先送りになってしまう懸念がある。中学校卒業時の選択肢の多様性を持たせるという意味では、新学科の設置は良いと思う、いうようなご意見をいただいています。こういうことを反映させながら、今年度決定します県立学校の在り方等について活かしていきたいと考えております。以上です。

小中学校課長 失礼します。(2)番の方の今後の幼児教育プログラムの在り方についてもお話をいただきました。これは鳥取県の幼児教育振興プログラムの改定についてでございます。現在のプログラムにつきましては、平成16年度に策定したものがございますが、その後、教育基本法並びに学校教育法が改正等されまして、あるいは幼稚園の方の教育要領の改定、あるいは保育所の保育指針等も変わっておりまして、さらに認定子ども園というような新しい施設の誕生等もございまして、現状になかなか合っていないということで、幼児教育の充実のために改定をしていこうということで、それについての意見を伺いました。特に非常に活発に議論をいただきまして一部だけをご紹介をしておりますが、1、2、3番目のポツのところに、親としての自覚を幼児期に持たせたいというような意見もいただきました。全て保育園・幼稚園に預けるのではなくて、親子の絆っていうことを考えさせてもらいたい。しっかりと環境を作ってもらいたいという意見をいただいたことが非常に新鮮でございました。

一番下から2番目のポツには芽生えとか、体験というキーワードを入れていくべきではないかというような、具体的なご意見もいただきました。今年度、あるいは来年度にもかけましてしっかりと幅広く意見をいただきながら、これからの本県教育の1つの土台となる内容だと思いますので、しっかりとしたものを策定していったらと思っております。以上でございます。

委員 これ、いつプログラム改定されるんですか。次期振興プログラムに改正されるのは。 小中学校課長 作業は本年度を中心に行いたいと思いますが、実際に改定の完成は来年度を目指します。

委員 24年度ですか。

小中学校課長はいい。それくらいの日程じゃないと難しいかなと思っております。

委員長 はい。よろしいでしょうか。以上で報告事項を終わります。続いて、協議事項に移ります。協議事項1については人事に関する案件ですので非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。異議がないようですのでそのように取り扱っていくことに決定し、これより非公開といたします。関係課長以外の各課長は退席してください。

「非公開] 協議事項 1 平成 23 年度鳥取県教育委員会表彰について

委員長 以上で非公開の案件は終了しましたので、これより公開といたします。各課長を入室

させてください。続いて協議事項2を説明してください。

[公開]

協議事項 2 鳥取西高等学校の整備の方向性について 教育環境課長 説明 文化財課長 説明

教育環境課長 失礼します。教育環境課でございます。鳥取西高等学校の整備の方向性につい て資料をご覧いただきながら進めさせていただきたいと思います。まず、資料1は紙の方で説明 させていただきます。資料1につきましては、これは平成22年の6月21日に県議会の総務教育 常任委員会に報告したものでして、鳥取西高の整備の進め方、今後の進め方について正式にと言 いますか、公式に出した文章そのままでございます。それで、これにつきましては、教育委員会 の方では平成22年6月29日に協議事項として協議させていただいております。この上から4行 目あたりをまず見ていただきますと、このことから8月に予定していた現状変更許可申請を見送 り、今後、関係者による検討会を設置し、整備の方向を検討していくこととしたいということで、 表現としてはこれまで進めてきました現地改築で現状変更許可申請を見送るという表現で記載し ております。それで、下の方には経緯とか、文化庁が許可できない理由ですとか、今後の進め方 などを記載しております。移りまして資料2から、これはあり方検討会の座長の方から8月9日 に報告をいただいたものでして、前回の教育委員会でご説明させていただきましたので、今日は 説明は省略させていただきます。これを8月22日の総務教育常任委員会によって議会の方等に報 告いたしました際には、県議会の常任委員会の委員の方から、「現地で耐震化しかない。1日も早 く耐震にかかるべきである」と言われました。その意見に併せまして、移転の話に乗る必要がな いといった発言ですとか、あるいは大阪の歴史博物館のように地下遺構が見えるようなかたちで、 その上に建物が建てるような方法はないかといったご意見もございました。

また、移転のことを先送りするのは心配である、問題であるといった発言もございました。また、国が移転先の土地取得費を補助をしないのなら移転はできないと言ってはどうかといったようなご意見もございました。今後の進め方はどうかといった質問がございましたが、教育委員会としては遅くとも年内には結論を出していきたいというような回答を教育長の方から伝えたところでございます。それから資料3につきましてはあり方検討会の第1回から第5回までの結果概要を付けておりますがこれは、その度ごとに教育委員会の方にご報告させていただいておりますので、この場では説明は省略させていただきます。

資料4が史跡鳥取城跡の全体図ですが、鳥取史跡城跡はかなり広い範囲になります。太閤ヶ平といった飛び地もありますが、この中で鳥取西高がありますのは、小さい方の三ノ丸と書かれているここでして、史跡は全体に山がありまして広いんですが、これが鳥取西高が建っているところ。もう1枚目、資料5の方が大きな図面になりますが、資料5で言いますと、これが鳥取西高でして、三の丸がここになる。それで、鳥取市さんの方でこの大手筋の整備を考えられております。この擬宝珠橋というんですが、この橋を太鼓橋にいたしまして、ここに中ノ御門、あるいは

奥の方の太鼓御門といった、ここをまず最初に整備をしたいという計画でして、左の壁の方にパネルがありますが、ここにイメージ図で、こんな格好の、ここに中ノ御門があります。太鼓御門がここに付くといったような整備計画を持っておられます。

続きまして、資料6は写真ですので、これも省略いたしまして、説明はございません。資料7が現在の鳥取西高等学校の配置図です。このIs値も少し入れておりますが、一番Is値が低いもので0.35という特別教室棟がございます。その他は0.40ですとか、0.46、あるいは0.54、0.59といったIs値になっております。この講堂、赤でちょっと塗ってあります講堂は、20年度に耐震改修済みでございます。また、こちらの第3校舎は59年の建築でしてこの耐震性には問題はございません。これが現況でして、続きまして資料8が、これまでのとりあえず進めようとしてきた現地改修計画でございます。それで、ここの青いところが史跡の整備範囲でして、他には改築をして新しい建物をつくるというような計画をしておりました。ここに正面通路のようなものを造ってこちらの通路の代替にしようというようなことを考えておりましたが、この石垣をまたぐのがなかなか難色を示されたものでもあります。

続きまして、資料9が遺構との比較配置図ということです。この校舎が建っていますところに 薄い線でこれまでの改修計画の建物配置図など書いておりますが、もとの赤で塗った部分ってい うのが、昔のお城がありましたころの位置を示すものでして、ここに御殿があったというような ことです。赤穂工法と言いますか、赤穂町ではこうした御殿の配置図を、ここは何々の間だとか いうようなことで、復元されていると言いますか、遺構表示されている、それがここ赤穂町では やっておられます。続きまして、第2グラウンドで発掘されました籾蔵跡というものが出てきま したので、その調査の概要を報告、そういったことも報告をさせていただきます。

歴史遺産室長 はい。それでは引き続き、今回の計画の中で、第三ノ丸にあります鳥取西高の校舎の中の改築計画として、体育館の1つを第2グラウンドの位置に移せないかということで、そこについての計画を持っていたわけですが、文化庁の方から、そちらの方での発掘調査の結果を踏まえて考えるべきということがありまして、平成21年に発掘調査をいたしました。その結果についてご報告をさせていただきます。鳥取城籾蔵跡第20次の、鳥取城としては第20次だということになります。鳥取市の文化財団の方に発掘調査をお願いいたしました。最初の写真にあります軒丸瓦ですけども、池田家の家紋アゲハ蝶の家紋が有名ですけれども、アゲハ蝶の家紋の向こう側に菊座が打ってありまして、これが、池田家の2つあります分家の西館、若桜二万石の西館の家紋であります。元々ここは、西館の上屋敷があったところでして、そこの本瓦で初めて確認できたということです。

それで、この調査の端緒となりましたのが、この絵図面です。万延元年 1860 年ですから幕末の頃に鳥取城を修復するための絵図ということになります。これで見ていただきたいのが 2 点ありまして、鳥取城というのが 1 つは山上ノ丸という久松山の山頂にあります、中世から続く、鳥取城は羽柴秀吉が攻めた鳥取城の山城と山裾の方に近世ですね、池田家とかになってからのお城という二重構造になっているということを見ていただいて、それで、あと、鳥取西高があります、ここ三ノ丸なんですけれども、普通のお城で言えば本丸、二ノ丸あたりに、こういう御殿とかがあるんですが、鳥取城の場合上があるもんですから、二ノ丸がここになりまして、ここの三階櫓

という、天守閣に相当する櫓があって、三ノ丸が御殿とか、藩の政庁とかが置かれている場所ということになります。それで、この幕末の改修の絵図面に、ここに今の第2グラウンドのかたちと全く同じように、跳ね出し分のようなかたちで出ておりまして、そこに籾蔵の記載があります。ちょっとこれ張り紙をしておりますけれども、ここに4つ黄色い建物があって、方向違いで2つあって、6つの籾蔵の建物が描いてあります。これは、この三ノ丸を改修する、ここを拡張するための幕府に願い出た部分です。それで、発掘調査は、ここにアリーナを建設することを想定して、第2グラウンドの真ん中ぐらいまで発掘調査しました。こちらが第3校舎、こちらが今の三ノ丸の西高の校舎ということになります。それで、見ていただくと、この図で見ていただく1、2、3、4、5、6、これちょっと置いといて、6つ建物の基礎が出てまいりました。これが籾蔵跡というふうに判断をいたしました。

これが出てきた状況です。薄い網をかけております建物基礎 3 、建物基礎 4 、建物基礎 1 、こちらの方の建物基礎 2 というふうなことで、これはこちらにあります赤い印でしました、4 つの建物の基礎ということになります。ここに石組の溜枡というのがあります。これがこの建物基礎の横にありました溜升でして、そこに大量の木製品が投げ込んでありました。その中に、ここにあります弁当箱の蓋なんですけれども、鳥取監獄という焼き印が押してあります。実は記録で、ここにありました籾蔵は明治になってから監獄に、要するに刑務所に転用されまして、次に学校が入ってくる前まで監獄として使われておりました。この建物はのちに鳥取市の古海の方に移って刑務所に、この建物ごと移していかれています。これが出てきたことで、この建物は籾蔵であるということが確定できました。

それで、建物の基礎構造です。分かりにくいんですけども、ここが水道谷と言われる谷の地形があるところになります。この谷の奥が鳥取市の江戸時代から続く水源地になります。それで、その谷の部分ですが、地盤が悪いものですから、かなり強固な建物の基礎を作っております。ここに木の釘を交互に打っております。こういう木杭を地中に打ち込んで、それに支えるように、こういった基礎の礎石を置いてその上に建物を建てるという非常に堅固な構造をしておりました。杭打ち事業というふうに言います。はい、次、お願いします。それで、調査成果ということになります。文献や絵図、先程見ました絵図とかに示された籾蔵の姿が具体的に明らかとなった。そして、堅固な基礎構造を持って区画の中に整然と立ち並んでいる籾蔵は城郭内施設の様子を具体的に示す好例となった。そして、今、籾蔵の連なんですけど、一部部分的に下層の調査をしました。それで、部分的に見つかったその調査において、籾蔵設置以前の藩主分知西館池田家の上屋敷を初めとする遺構群が重層的に遺存していることが明らかになりまして、近世鳥取城下町の一端を垣間見ることができたということでございまして、これら調査成果を持って考えたときに、この籾蔵跡のエリアは鳥取城のお城の中に幕末期に取り込まれていることが明らかになりましたので、これは鳥取城の今史跡指定になっている鳥取城の一部として、追加指定等を行って保護を図るべきというのが文化庁の見解であります。

そういう意味でいるいると調査にあたりましたけれども、この部分にアリーナを建てようと思うと地盤が悪いせいで基礎を打たなければいけません。そうするとこれらの遺構が壊れてしまいますので、ここにアリーナを建設することは難しいという判断に至ったわけでございます。そう

いたしますと、籾蔵の調査、資料 10 の方は以上でございます。

委員 籾蔵の上が、今グラウンドですよね。

歴史遺産室長 はい。

委員グラウンドのままっていうことは、かまわないんですか。

歴史遺産室長 それは、かまいません。

それでは、資料 11 と 12 で教育委員の皆さま方及びあり方検討会によります、県外視察の状況について映像等で報告いたします。資料はあり方検討会の皆さんの視察の状況、そして、教育委員の皆さんの視察の状況が分かれておりますけれども、3段になりますので、まとめて映像の方でご説明をさせていただきます。あり方検討委員会による県外視察が1月に行われました。教育委員会の皆さまの県外視察の方は、8月8日に行っていただきました。今回対象といたしましたのが、小田原、彦根、赤穂という3ヶ所をご視察いただきました。教育委員の皆さん、申し訳ありません、赤穂の方を見ていただいていないんですが、この3ヶ所を選んだ理由は、まず、史跡指定というのがお城である、その中に学校がある。そのおかれている状況が様々であります、史跡と学校との関係が。現地で近年建替えをやった例、それから耐震改修を今まさに取りかかろうとしている例、それから移転をした例、この3つの例ということでこの3ヶ所を選んで現況視察になりました。それでは順番に小田原の方からお願いしたいと思います。

小田原に関しては、少し説明がいりまして、鳥取城とよく似たところがございます。というのは、戦国期の北条氏の小田原城、上杉謙信や豊臣秀吉なんかに攻められて、いわゆる落城にはならなかった、多分戦国時代最大の中世城郭、これが戦国期の小田原城ということになります。その中核が八幡山古郭と言われるところで、そこに県立小田原高校、これが赤い点がある小田原高校の位置になります。もう1つ、江戸時代になりましてから大久保氏とか譜代大名が入りまして、近世のお城がここよりも少し低いところに造られました。これが、近世小田原城ということになります。その一画に学校法人の私立旭丘高校がございます。この2ヶ所ですが、時間の関係でこの八幡山古郭の、ここはちょっとご視察いただけませんでした。近世小田原城の方ですが、状況を説明いたしますと、こちらの昭和35年に建ちました天守閣、これRCで建てました天守閣ということになります。それ以外の正面が、ちょうど今鳥取城がお城の整備、大手筋の復元整備をしようとしている姿が、こういう姿になります。馬出門がありまして、その中に、こういう銅門と言われるような大手筋の門もこういうかたちを鳥取城が整備をしようとしております。

これが、近世小田原城の図面になります。ここで見ていただきたいのが2つありますが、1つは先程の門がこのあたりになります。このあたりから入っていく門を復元しております。天守閣の位置はここです、本丸の位置。二ノ丸と言われる御殿があった場所に、かつて城内小学校という小学校がございました。これは、現在は統合移転をしてここに、三ノ丸小学校というのがありますが、本町小学校と城内小学校が一緒になって、こちらに移転をしております。景観的にも配慮された小学校を建てております。城内小学校のうちの講堂が昭和9年に建てたものでしたので、これだけは残して、歴史見聞館ということで使われております。こういうふうに小田原が移転した部分があります。それと、ここの部分、ここが旭丘高校でございます。学校法人新名学園の旭丘高校ですが、場所的に見ていただきたいのは、本丸、二ノ丸、そして米蔵がある場所、その外

れの弁財天曲輪、焔硝曲輪、こういうところにこの学校が建っております。

これが旭丘高校の写真でございます。全体とするとここら辺にありますような学校でありますが、校地が非常に狭もうございまして、昭和28年に現在地に移転してきているんですけれども、狭い中に建っておりまして、第2校地を外に持っておられて、グラウンドとかそういうのは第2校地の方にバスで何十分か、かかるんですけれども、移動をしてやっておられるということです。ここに私立高校であるということ、小田原駅のすぐ傍という立地等がありまして、どうしても現地改築がしたいということで協議をされて、平成10年から改築改修をされております。その際に、いろんな工夫をされておられまして、例えば、地下に遺構がある部分はベタ基礎でやったり、あるいは堀の部分だけ基礎でやって、杭基礎を打ったり、あるいはここにありますように地域防災機能を持たす建物を、小田原という場所ですから東海地震とかありますので、学校の中に設けられたり、あと、これ、小田原駅から見た景観なんですけれども、本来4階建ての建物を3階に減築されて、この天守閣が見えるようにというような工夫をされておられます。

もう1つ小田原高校、先程言った中世のお城もある方、ここはまだ現在、史跡指定地外になります。ただ、将来的には史跡指定が必要だろうということで地下遺構に配慮して現地改築を行われました。具体的に言えば、本来このグラウンドのところに建っていた校舎をもう1つ、元々グラウンドだった場所、そこを発掘調査をして、地下遺構に影響がないところに校舎を建てられました。と言いながら、現地では将来的なことも考えて、ここがグラウンドのフェンスですが、その外側に見学用の沿路を作られたり、学校の中庭に、これは井戸の跡でありますが、井戸の跡を地下に保存して遺構表示をしたりとかということで、何回も設計変形されて遺跡を保護するということでやっておられます。将来的には史跡の追加指定ということで話ができているようです。

続いて彦根城であります。彦根の方は、現地を見に行っていただきまして、大変、8月8日という暑い日でございまして、こちらにありますようにお城の方が気を使って、ミストをかけてくれるというようなぐらい暑い日でございました。これが有名な彦根城でありますけども、彦根城そのものは昭和26年に特別史跡、天守閣は国宝、そして彦根城全体は世界遺産の暫定リストに入っているものであります。これが全体図であります。史跡指定地はだいたいこのお堀のラインと考えていただいていたらよいと思います。天守閣があるのはこの位置です。丸を3つほどしております。1つはここは表御殿があった場所なんですけど、ちょうど今、鳥取城の三ノ丸に相当するような場所ですが、ここには彦根市さんは右上にありますような彦根城博物館という表御殿を復元した形で中を博物館にするというものを建てておられます。それと、ここに青い印があります。ここは私立の近江高校さんという高校があった所でして、昭和57年に外に、こちらの方に移転をされておられます。本題になるのは、ここにあります、隅っこにあります彦根東高校さんということになります。位置的にはこういう彦根城の場合は、内堀、中堀、この外に実はもう1つ外堀があるんですが、中堀の外の位置に彦根東高校さんがあります。

高校はこういう高校で鳥取西高なんかとほぼ同じような時期に建設された校舎で、耐震改修等が必要になっている状況であります。ただ、現状を見ますと、実は天守閣から撮った写真なんですけども、全く実は見えない状況であります。このあたりにちょっと一番てっぺんのあたりが見えるぐらいで、景観的にはほとんど影響がない所なんですが、文化庁とのお話の中で遺跡地から

は将来的には出ていくということで、今回は耐震改修を軸とする校舎整備を本年度から着手をされるということになっております。ちなみに、右下は、彦根城と言えばひこにゃんですけども、 彦根東高校の生徒さん自らが作った公式キャラクター、ぎんにゃんというのがこの右側のキャラクターであります。

最後に赤穂城跡、これはちょっと現地を教育委員の皆さんにご視察いただいてないんですが、 ご説明をいたします。こちらの赤穂城の方はちょっと事情が違って昭和26年に史跡指定されてわ りと新しいんですが、実はこの外側にあります大石内蔵助邸というのは早くに大正に史跡指定に なっています。お城の方の指定が若干遅れています。そのあと昭和56年にこの本丸のここのど真 ん中、この中にありました赤穂高校さんが指定地外に移転をして、その跡は整備をされておりま す。こちらの方が整備されている状況の本丸の表門の映像のとおりであります。赤穂高校さんが 移転されたあと、赤穂市さんが整備にかかられまして、先程も、課長から説明のあった表御殿の 間取りとかを表現をした、こういった遺構表示、そして御殿のお庭とかを復元整備したりして本 丸内の復元整備というのを行っておられます。

おまけですが、移転しました県立赤穂高校さんということになります。左上が校舎の全景、左下の方がグラウンド側から見た施設、赤穂という塩田なんですけども、塩田が廃されたあとに造られておられまして、校地は非常に廻りを見ていただくとまだ自然がいっぱいある状態でかなり豊かな状況で校地を造っております。ちなみに、あと右側のこれなんですけども、移転された時に赤穂高校さんの門ですね、それを持って移築されております。こういう形で移転をされておるという恰好でございました。すみません、長くなりましたが、以上が視察にいった報告ということになります。

教育環境課長 彦根東高校さんは、本年度から耐震化にかかられるということが決まっていますのでちょっとそのあたりを補足説明させていただきます。まず、この東高校の航空写真を見ていただきたいと思います。これが彦根東高校でして、グラウンド、校舎が第1本館、第2本館といったものがあります。ここにプールがございます。基本的にはコートがハンドボールコートなんですけども、ここに新しく特別教室棟と言いますか、芸術棟、こう細い1階建てのものを造られる予定です。それから耐震工事を早くするためにこのプールを撤去されます。撤去されました跡に、ここに仮設校舎を造られる計画です。耐震化するのはこの第1校舎、第2校舎、それからここの図書館棟、この体育館となります。学校の配置図の話のことなんですけど、これが先程申しましたハンドボールコートに、ここに特別教室を建てる、ここのプールを撤去してこんな形の仮設校舎を造られております。

それから第1本館、第2本館、それから図書館棟、それから武道場になっている、こういったところを耐震改修される計画です。ここに木造を建てられるところなんですけど、こんなような平屋建てなんかにして、内部は、こんなイメージだそうです。もう1回最初の配置図に戻りますと、まず、耐震改修する場合、史跡の中ですので現状変更許可という手続きが必要になるんですが、現在はここに新しく特別教室というか、芸術棟を作るんですが、そこまでの許可を取られております。これが5月20日に許可されたそうでして、この耐震改修の許可の申請を年明けの2月ぐらいに出される予定と聞いております。彦根東の状況はそんな格好です。

続きまして、資料 13 ページ。資料 13 は、これはあり方検討会の第 4 回でお示ししたことのある資料なんですけど、例えば耐震改修をするとした場合、どんなイメージになるかということで、まず耐震改修だけをした場合のイメージです。この青いところは耐震改修しようという建物でして、これだけを完全に耐震改修をする。あと、一番奥の特別教室棟というところが耐震性が低いとかいったようなことがありますので、これを撤去してはどうか。これは元の管理棟がある方です。もう 1 つの方が耐震改修だけではなくて、もう少し教育環境の面から実現できないかということで考えましたのが、これでして、耐震改修の際、ここにミニホールといったようなものを造れないだろうか、あるいは、渡り廊下というのがありますが、現在はこういった格好の渡り廊下がありまして、非常に段差があります。階段とかございますので、ここをバリアフリーにするようなことを考えた構想を持っております。

それから弓道場とかがここにありますので、このバリアフリーの渡廊下を造るために弓道場をこちらに移転して、もうちょっと小さくてすみますピッチングハウスをこちらに移転するというような計画を持っておりました。ただこの時に、ここに、元々の現在地計画ではこういった正面通路みたいなものを考えておったんですけど、これはやっぱりないと生徒の安全のことが心配でおれんといったご意見がございまして、何かこれに代わるものは出来ないかというところを今検討しているところでございます。と言いますか、こういったものを検討していかなければいけないなと考えておるところです。以上が資料 13 の説明でして、最後に資料 14 ですが、今回ご検討をいただきたいと言いますか、ご協議いただきたいのは資料 14 でございます。これまで長々といるんな資料を説明してきましたが、検討という意味でそうした理解を図っていただいた上で、その資料 14 の検討のポイントをご理解いただきたいなと思っております。

まず1があり方検討会の検討結果項目ということなんですが、あり方検討会からこの5つの視点で検討結果をご報告としていただいております。1つは生徒の安全の確保、それから教育環境の改善、文化財及び文化財と学校の共存、史跡外への移転、こういう5つの視点で検討結果をいただいております。それに加えまして、学校を整備する場合は、こういった具体的な検討事項の上、ご検討いただきたいなということで、事務局の方で考えたものですが、まず1番目の教育環境の改善につきましては、老朽化した施設設備とか、内装をどうするかといったもの、あるいは生徒の文化芸術活動等を充実するにはどうしたらいいのか、あるいは先程も説明をしましたが、バリアフリー化、それから(2)が第4回検討会でもいろいろとご意見が出ておりまして、緊急車両の通路の確保をどうするか、それから地震などが起きましたことを受けまして、災害時の避難所としての整備のあり方は何か、ご意見をいただければと思います。それから史跡との共存ということで、史跡内の建築総面積の減少ですとか、文化財保護のための工法、あるいは景観との調和、石垣の顕在化と保守管理、あるいは歴史学習の場としての活用、史跡の県民への公開、それから県産材の活用という意味で、これは中山間振興につながりますが、こういった観点からのご意見をいただければということで書いています。

先程、滋賀の彦根東高校のところでちょっと説明を逃しましたが、新しく芸術棟を造るに際しまして、1つにはその耐震化をする時にブレスとかを入れまして、窓が少なくなる教室があると、そういった教育環境の悪化を補うためにそうしたものを認められている。また、木造とはいえ新

しい建物を建てるにあたりましては、他のところを壊しまして建築の総面積を増やさないという ことを条件に認められたというのがございました。それでは、以上です。

委員 ちょっと説明を聞き洩らしたんですけど、小田原ですか、旭丘高校というのは、結局は 塀の中にあるんですか、これは今はどうなっているんですか。

歴史遺産室長 はい。現在、現在地にあります。

委員 現在有って、それはそのままずっと行くという話なんですか。

歴史遺産室長 いや、これから先のことはまた別のことのようです。

委員 今までずっと協議してきたというような、書いてありますよね。

歴史遺産室長 はい。

委員 だけど、これからはまだ結論出してない。

歴史遺産室長 はい。どうも将来的に適切な場所を、例えば市がそこを一度蓮池として整備したいという計画を作られて、出てくださいという話になって、それはということでもめて、今回そういうふうに改築をされたんですけれども、それは学校さんの立場は将来の適切な場所を市が用意されるんであれば出てもいいんではないかいうような話です。というのは、元々のあそこにきた経緯がありまして、昭和28年に元々、今現在小田原市の市民会館さんが建っている所にこの高校があったんだそうです。そこに建築したいということで、移ってきたことがあります。

委員 市の都合で、じゃあ、そこへ行ったというのは。

歴史遺産室長 元々がそういうことです、学校さんの方は。

委員 また市の都合で動かされるという感じでね。

歴史遺産室長 はい。

教育長 今日の資料の、資料 11 ですかね、11 の 2 ページ。旭丘高校は、元々はどこにあったんですか。

歴史遺産室長 ちょっと今、小田原市の全体地図はありませんけども、市内の。

教育総務課長 小田原市民会館前になるんですか。

歴史遺産室長 はい。

教育総務課長 城内と書いてある少し右側ですよね。

歴史遺産室長 そうですね。

教育総務課長 そのあたりにあったんですね。

教育長 城内。

歴史遺産室長 資料 11 の 2 の上の地図で言うと右端真ん中あたりに小田原市民会館前というのがあります。ちょっと市民会館の位置は載っていませんけども、このあたりにありました。

教育長だからそこにあったものを、市の方がそこに市民会館を造るから動いてくれと。

歴史遺産室長はい。

教育長 いうことで、今の旭丘高校のところに来たと。

歴史遺産室長 はい。

教育長 それで、今度はそこを、蓮池を整備するから出ていってくれという話になったんだな。 歴史遺産室長 史跡整備を全体として進めるのに移転してくれませんかということで。 教育長 そのときに市が代替地として適切な場所を提供しなかったというところでいろんな動きが出てきたわけですね。やっぱり比較的私学ということもありましょうけれども、ケースが若干違うのかなという気がしますね。

委員 大前提として、その後、文化庁は施設外へ移転ということは言っているわけですね。 教育長 そうですね。

委員だけど、今すぐにというのはないわけですよね。

教育長 はい。

委員 なるほど。鳥取西高の場合と。

教育長 そうですね。ですから、今日の資料の、資料2の2ページ、8月の9日に座長さんからいただいたものを見ますと、そこの5番、史跡外への移転のところで、文化庁は移転が大前提であるが、移転地の問題や生徒の安全対策は緊急の課題であることから選択として耐震改修もあり得るということは、この6回の会を通じて言ってこられたわけですね。ですから、これは文化庁の審査は変わらないと思います。

委員はい。

委員長 今のご説明をずっとお聞きする中で、やはり生徒の安全第一を考えれば耐震改修ということで進むということになろうかと思いますが、それについての原案みたいなものが資料 13 でございますね。

次長 ちょっといいでしょうか。

委員長 はい。

次長 先程、課長がこれまでの経緯ということで資料1~13までを説明した際に、一番最初に資料1の上から4行目5行目あたりのところをちょっと飛びましたけども、8月に予定、8月っていうのは22年のことですけど、8月に予定していた現状変更許可申請を見送るということで、現地建替えの計画を止めたとは一度も言っていないんです。それで、見送るという状態でその後あり方検討会に検討をお願いしてやってきた結果が、今回の検討結果報告ですので、今、委員長が資料13の耐震改修の話に入る前に、まずこの現地建替えという見送りで保留状態になっている、これをどう考えるかということが、まず最初にあって、それで、あり方検討会の方でも一部異論はありましたけども、生徒の安全確保のためには耐震改修を急ぐべきだというのがおおかたの皆さんの共通した理解ですので、そういったような現地建替え案を見送り状態ではなくて、これはもう文化庁の先程の見解もありますから、現地計画は取り止めて新たに耐震改修の方向で整備を進めるのかどうかということ、これをまず確認した上で、その際のじゃ耐震改修はというのが資料13の話なんです。いつの間にか耐震改修がそうだよねという感じで雰囲気は耐震改修になっているんですけど、公式にはやっぱり今はまだ見送った状態が続いているというのが中途半端な状態だと思います。そこをちょっとまず踏まえてかからないといけないんじゃないかなということで、資料1をあえて説明したんです。

委員長 今、次長さんの方からその経緯を説明いただいたわけですけれども、現地建替えの件については、委員さん方はどういうふうにお考えでしょうか。

委員 結論的には取り止めざるを得ないということになるんでしょうか。もう認められないと

言っているんですから。まずはそれを取り止めると、それから始めるのがいいかなと思います。 委員 もう一度お訊きをしてもいいですか。生徒数の人数とクラス数がちょっと私つかめていないんです。ごめんなさい。

教育環境課長 1学年8クラスです。

委員 8クラス。

教育環境課長 40 人学級ですから、

委員はい。

教育環境課長 それで、320×3で960、それで、今日聞いたら計961になるといっていました。 委員 961人ですね。

委員長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 委員さんは、今の現地建替えの件については、どのようなお考えでしょうか。

委員 今日もいろいろ見させていただいて、この何ヶ月間ずっと話合いの中での経緯を見ると、いたしかたがないなと思っているところがあります。そんなことで、私は、要は移転の場所を検討しながらも耐震改修して子どもたちの安全というものを第一に考えるべきではないかなと思います。

委員長 現地建替えということは、もう問題ないというところですね。

委員 そうですね、まず耐震改修と言いますか。

委員長 それで、将来的には移転をして建替えるとこういうことでいいですね。

委員 そうですね。

委員長 委員さんはどうでしょうか。

委員 まったく同じです。

委員長 私も彦根とか、小田原等視察に行かせていたただきまして、文化財を保存するということの大切さというものもよく分かったところでございまして、生徒の安全ということを考えれば現地建替えというのは、ちょっとこれはもう考えないと、今後はどこか移転先の方を探して、将来的には移転するというのがいいのではないかなって考えております。そうしますと、この件については、現地での建替えということは考えには入れないという結論でよろしゅうございますか。

教育長 今日は協議ですので、正式に教育委員会としての、

委員 まだ結論出さないわけですか。

教育長 ええ、議案として方針案をまたご提案させてもらうことになると思いますけれども、 委員の皆さまの方向性で、そういうことであればまたそういう方向で次に議案としてご議論をお願いしたいと思いますけれども、やはリニュージランドもそうですし、東日本大震災が起きましてから生徒の安全確保が急がれるという状況になりましたので、そのあたりから皆さんのこのやはり迅速な対応という声がますます強くなってきているなっていうふうに思います。それで、事務の手続きもやはり速やかに対応していただいて、早く許可が得られるような条件に我々も対応していかないといけないと思いますし、やはりこの現地での改築は中止をして、新たに耐震化の 道を進んでいくという方が皆さんの考えのように、私はいいなと思っております。

委員 ただ、基本的にそのスタンスの確認ぐらいですよね、今回は。

教育長 そうですね。それがあって、今度は、じゃ、次期どのような、

委員では、どうするかという。

教育長 ということになりますかね。

委員 これ、ここの数値がいくつか書いてありますね、資料7に。それで、耐震の話になってくると、いつまで許されるんですね、この数値は、ここに引っぱってくるのは。

教育環境課長 でも、県立学校の耐震改修随分進めておりまして、

委員 ええ。

教育環境課長 平成 25 年ぐらいにはだいたいのところが済むという格好ですね、残されるのが 鳥西ですとか、あるいはちょっと条件が変わります米子東ですとか、幾つかの特定の学校という 格好になってきます。それで、できるだけ早くというのが正直なところなんですけど、他が全部 済んだのにここだけが取り残されているという状態が出きてくる。

委員長 このIsという数値化したものを見させていただいても、それほど猶予できるという 状況ではないですよね、これは。できるだけ早くと、耐震補強が必要だと、こういう状況のよう ですから。

教育長 特にやはりIs値が 0.35 の特別教室棟なんかが対応を急ぐ必要があるなという感じがしますね。

委員 これ、一番生徒数が多いときは何人ぐらいいて、何クラスあって、どうだったんですか。 教育環境課長 ちょっと細かくはあれですけど、1,500 人ぐらいいた時代があったそうです。 これ、今、普通科 8 クラスなんですけども、家政科があったことがありまして、定時制があって、 クラスはもう少し多かったんで、1,500 人ぐらいがおりました。

教育長 11 学級。

教育総務課長 18か、12クラスだったかな。

教育長 12。

教育総務課長 何クラスだったかな。

委員 今日もちょっと向こうでお訊きしたんですけど、空き教室がどの程度あるんですか、今、 日常的には。1,500 と今、961 でしょ、そうするとだいぶ差がある。当然、小ぶりの授業も増えて いるでしょうけど、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

教育環境課長 空き教室はという話をしますと、校長先生とかはあまりないと言われます。 委員 ないとおっしゃいますけどね。

教育環境課長 そういう意味では、あまりないというのも1つ正しい言い方でして、週に何時間かしか使わないその特別教室と言いますか、物理教室だとか、化学教室、そういうところは、稼働率は低いけども空いていないと言えば空いていない。ただ、ぎゅっと濃縮して使えば多少は、余裕はできるのではないかなというふうには思っています。

委員 まだ次のステップの話なんですけど、仮設工事の話が出たんだけど、そういう空き教室 を上手に使うことによって、だいぶんちょっと違ってきはしないかなという感じがするんですけ ど。

教育長 耐震化の方向でいくとなってくると、じゃどれぐらいの期間で完了させるのかということと。そのためにはどのような工法とか、あるいは道筋が一番最短につながるのか、場合によっては校舎をある程度切ったりとか、解体したりとかしながら車両の出入りをよくしたり、それから仮設をもし造るとすればどうするのかとか、なんらかの知恵を出して工期短縮を可能な限り図っていくっていうことが大事だと思いますね。

委員 次のステップの話ですけどね。

教育長 はい。

委員 その仮設工事をグラウンドの上に建てるというのは文句ないんですか、それは。

教育環境課長 杭とかを打たずにベタ基礎と言いますか、そういう格好でやれば問題ない、許可がいただけると思います。

教育長 彦根東は、どういうふうに耐震化をしたんですか。

教育環境課長 彦根東のちょっと図面を参考に。彦根東は第1校舎、第2校舎が教室棟としての大きなところなんですけど、これを半分に分けまして、半分ずつ入れ替えるというやり方をされるようです。

委員 半分ずつね。

教育環境課長 はい。

教育長 第1と第2を、

教育環境課長 先に第2です。こちらの生徒さんをここに移したあとに、これを耐震改修する。 これが耐震改修が終わりましたら返ってきまして、今度はこちら仮設校舎になって戻ってこれを 壊して終わり。

委員 左上が仮設校舎ですか。

教育環境課長 はい。

教育長 プールを潰して。

委員 半分、半分でするっていうことですね。

教育環境課長 そうですね。今、プールがあるところに仮設をして、プールは撤去してここに 代わりに仮設校舎を造ると。

教育長 どんな工事なんですか。仮設ってどんなレベルですか。

委員 大変な工事ですよ。

参事 鉄骨プレハブで、ここは比較的簡易な重量の軽い建物が造られているのが一般的な工事です。

教育長 例えばね、この彦根と同じようなことを考えると、鳥西の校舎ね、第1、第2と、それをローテーションしながら仮設を造ってこういうふうにやるというような考え方。

教育環境課長 1つのやり方ですし、一番早いのは仮設校舎1回全部造ってしまう、全部同時に工事にかかってしまうというのが一番早いやり方です。それで、西高も、仮設校舎を建てるとしたら、この辺あたりしかないと思うんですけど、耐震化が必要なのがこの黄色い部分です。それで、生徒さんとかも教職員を含めてなんですが、この第3校舎と仮設校舎を利用して、とりあ

えず全部移るという格好で、体育館は使えなかったりしますが、これを全部一度に工事にかかる。 それで、そのときに上手にしようと思えば3年間くらいかかると思われるんですが、このあたり から早く完成した場合には、このあたりから供用開始ですと。先に使わせていただいて、それで、 生徒さんはこことここを教室に使っていくというような方法があると思います。ですので、3年 間まるまる仮設校舎じゃなくて、ここができた場合には一部でも一部の学年だけでもここを使う、 あるいはこっちの校舎を使う学年ができるといったような工夫もできるかと思います。

委員長 私もその第3校舎ですね。昭和59年に建てられ耐震済みだと。この校舎を仮設校舎の一部に使って、そうすると、すれば仮設校舎というのを大々的に造らなくても、それで工期も短縮できるではないかなというところがあるんですが、可能ですかね、そういうことはできるんですかね。

教育環境課長 今これだけ入っているものを、こことこことに入れていく、仮設校舎に移していく。ここが今、稼働率が低いようなところもありますので、そこの稼働率を高める、あるいは仮設校舎でこちらを補うというやり方になろうかと思います。

委員 仮設校舎を全くゼロでやるというのは難しいんですか。

教育環境課長長 それもできなくはないと考えていまして、もともとはこっちをこうある程度 詰めて使いまして、空いた所から順次やっていく。

委員 仮設校舎って、それの耐震は考えなくていいんですか。

教育環境課長 もちろん耐震基準を満たしていた仮設です。

委員 満たした。

教育環境課長 他の学校も、耐震改修工事はいろいろな学校でやっていますけど、例えばこう やる場合ですと音のでる工事とか夏休みに集中させまして、夏休みには多少不便をしてもらいますけど、だいたい1年間で完成させると。一番大きいところを夏休みにやって、あとはこう徐々に周りを直すというようなやり方で使いながらやっていく方が多いです。

委員長 先程、同時に、一斉に工事にかかる、工期短縮のためにこうしてあったんですけど、 変な話で、工事を請負される業者さんですね、それだけの数のかたが一度にかかられる態勢がで きるんでしょうか。

教育環境課長 それはかなり工事が錯そうすることになりますんで、かなり調整は必要だと思うんですけども、そういう調整というのは、今まで他の工事の事例がありますので、それは可能だと思います。ただ、若干工期は余分に当然かかるというようなことです。

委員長 何か先程の彦根のケースみたいなものをやっておりますから、適用しましてね、ロー テーション的に、その方が何かいいような感じがするんですけどね。

参事 その辺はいろいろな方法が考えられます。

委員長 先程ね、これまでしたその仮設校舎建設にかなりの、何億だかかかるとおっしゃいま したね。その辺のことも考えます。

委員 要はどこまで詰めればいいんですか。一応この意見を言って、基本の方針はというよう な話はあるんですか。

教育環境課長 検討のポイントに、項目につきまして、まずそれぞれ何らかのご意見をいただ

きたいなと思っております。それで、そこをまた事務局の方で取りまとめをして、方針の案みたいなものを作っていく。

委員長 作ってほしいです、そこを。本当に学校の環境というの、教育環境というのを整備して、快適な状況、立地条件等が望ましいと思っておりますが、ここに史跡前の建築総面積の減少ということも挙げてありますよね。今後生徒数が増えるということは見込まれない状況でありますから、この第1校舎、第2校舎の辺をもう少し少なくして、削減しまして、第3校舎あたりはフルに充実した教室空間を作るようにしているので、今の第1、第2校舎が3階4階建てのものをもうちょっと面積を少なくできるのではないかな。そうしますと、建築面積が減少しますし、それから、広さと言いますか、建物以外の措置が、スペースがありますと、落ち着いた環境ができるのではないかなと思っています。

教育環境課長 今おっしゃられるとおりですけどね、史跡内には史跡に関係ないものは移転してくださいというのが文化庁の基本的な立場なんです。それで、その史跡の活用を図ると言いますか、史跡を顕在化するというような意味では、あまり関係ないものはだいぶ減っていくのが望ましい状態ではあります。それで、1つにはただ学校運営ということもありますので、いたずらに小さくすることはできない、そのとおりでして、1つには耐震のIs値が一番低い特別教室棟を撤去と言いますか、なくしまして、あといくつか古い建物をなくして、その他に何か教育環境の改善が図れるような施設が作れないかなというような気持ちを持っております。

委員 課長さんがおっしゃったのは、多分資料 14 に沿って意見をという話なんだと思うんですけど、どこまでの意見ですか、ここに書いてある項目自体は、この項目自体全部そうだなという感じなんですが、この具体的なことっていうのは、例えばというのは何かあるんですか。

教育環境課長 おそらくこれは当然で。

委員 当然ですよね。全部これをやってこいという話。

教育環境課長 これはよくないというようなことがあればまた教えていただきたいですし、これを加えた方がいいとか、これは特に大事にした方がいいとか。

委員 これは具体的な中身まで、今は協議というわけじゃないんですね。ちょっと難しいですね。 ね。

教育環境課長 はい。だから、ここで違和感があるとかですね、こういう視点はもっと加えるべきだとか、ちょっと違和感があるというようなご意見があれば。

教育長 あり方検討会の報告の中で、史跡外への移転というところが2つの意見があったというところですね。そこで、こういうふうに言うかという。

委員 はい。それは先程あったように、模索はもちろんするけれど、当面、まず耐震やりましょうという、そういうスタンスですよね。

教育長 ただ、当面は耐震にするにせよ、やはり移転というのは移転するということを明確に 意思をもってやらなきゃいけないという、教育委員会でそういうことをきちんとやれという意見 と、もう1つはどうせ耐震改修をしてもやがてはまた期限はくるわけだから、それまで、そのこ るにまた考えればいいじゃないかというのがあるんですけれども。

委員長 あそこのタブノキですか、大きい。あれは切るとかおっしゃいましたかね。

教育長 いえ。もしあそこに道を付けるんだったら、移築をすることを考えていかないと、あれは大切な文化財なので。

委員長 切らずに残していただきたい木ですよね、あの木は、あそこは。

教育長 はい。

委員 もし、結論が委員会で出たあとは、また別の専門家の意見を聞いて、具体的にこっちの 思いをどういうふうに実現できるかというのを提示してもらった方がいいと思いますね。こっち がいくら素人で考えていても限界があるというような、そこから次、専門家でいろんな案を出し てもらうと。ただ、その前の段階ですね、今。

教育長 はい、そうですね。

委員 私は先程見させていただいて気になったのは石垣ですね。アリーナの裏の、ものすごいなんか急いだ方がいいんじゃないかなという状態に思ったんですけど、どんなことがあるか分かりませんのでね、最近、雨の量とかね、あれをちょっと急いでほしいなと思いました。

教育環境課長 鳥取市の方に見てもらっていまして、すぐすぐには変なことはないんだろうというふうには聞いていますけども、何か異常な感じがしたら、すぐ教えてくださいと言っています。

委員はい、そうですね。

委員 それは一番に生徒の安全確保が関わる問題ですね。

委員 雨が降ったら近づかないとか、何かね。

教育環境課長 そうですね。

委員長 よろしいでしょうか。はい。

委員 今、教育長さんがおっしゃった史跡外への移転はどういうニュアンスでということがポイントなんですね、これは。

委員長 この今、耐震改修をした場合に、その耐震改修した校舎があとどれぐらいまでその活用できるかという年数というのは、どれぐらいですか。

教育環境課長 だいたい30年は持つんではないかと思っています。

委員長 それで、もし移転したところに校舎を建てる場合に、その工期というのは、新築する場合にどれくらいかかるものなんですか。

教育環境課長 米子工業も実は改築いたしまして、これぐらい出してもらって、校庭に建っていますけども、単純な工期だけだと、工事期間だけだと2年ぐらいですか。

委員長 その前に計画というのもあります、それも含めて2年ぐらいでしょうか。

参事単純な現地の工事だけ。

委員長 いや、その前に青写真とか、

参事 その前に基本計画、基本設計ですよといったようなものを2年程度、通常は2年程度、 2年ないしは3年程度計画に使いまして。

委員長 私が、今言おうとしておりますのは、耐震改修した校舎が30年ぐらいまで活用できるとするならば、それまでには新しい校舎が必要となれば逆算をして、土地とか、その計画を立てる期間を引いたところというのは、今後何年後になるのか、そこまでの移転先の土地を見極める

というような予定というのが必要なのかなといったところなんです。というような見通しは、どうかなというのが私の考え方ですが。

次長 それで、ここに書いてない話ですけども、その1点目のことが、結局許可がいる事業ですので、文化庁やそれから鳥取市教委や関係者と調整しないといけない、ここだけで決められない、としての今の方向とか、というようなことだと思うんですけども、それでちょっと先の話になりますけど、近々9月議会が始まりますので、その中でもこの問題も取り上げられる中で、いろいろな議論が出てくると思いますんで、今日はさっき委員から今日どの辺までというお話がありましたけど、こういうちょっと共通理解をまず、もう1回ちょっとおさらいで図って、方向性の検討のポイントはこういうところだなということで、概ね違和感がなかったら、こういう方向に沿って今後の具体的な整備案というようなものを将来作って、こうこうこうでいきたいというようなことを議会で説明するような感じだと、ちょっと鈍いようですけど、ゆっくり丁寧にやっていく必要があるんじゃないかなと思っておるところなんですけど。

委員長 早々にはならないところがあるんですが、その整備計画の中に今後移転ということも やはり考慮にいれていかなきゃいけないですね。それで、そのことについて、今、今後何年以内 にその移転先を見つけるとかいうようなことを、逆算をして考えることなのかなと思ったまでで すけども。

教育長 多分そこの2ページに、9日の報告ですね、結果報告の5番のところに文化庁が常々言っていらっしゃる、移転が大前提だろうが、移転地の問題や生徒の安全確保はというこの、これ移転地はなかなか見つからないだろうけれども、すぐには。でも、そうは言ったって生徒の安全確保は大事だから、まずは耐震でやるということも選択肢であるよということなんですね。ですから、こちらは史跡の中の学校を現状変更するわけですから、その現状変更許可申請を出して許可をいただくんですね。その際に、当然その移転をどう考えているのかということを問われますから、そしたら、それは30年後か20年後か、そのときに考えますではね、これ行政として責任ある対応じゃないと思うんですね。そうすれば、やはり明確に将来の移転は当然移転として考えておりますと。ただし、今すぐこの移転地が見つかるわけでもないので、しかし一方で、この生徒の安全確保を急ぎますので耐震改修でいかせていただきたいということをお願いするんだろう思うんですね。ですから、やはり教育委員会として、この移転というものを将来的にそのときに判断すればいいんじゃなくて、やはり我々の方向性として将来必ず移転しますと、その前提で今回は耐震改修をお願いしたいと、それが子どもたちのためだということで、進むのがいいのかなという気がいたしますね。

委員長 そうですよね。

委員 それしかないですね。

委員長やっぱり意識のどこかにその移転先をということをおいておかないといけないと。

委員 具体性というのでしょ。要は、追求はどのような表現の仕方があるかというところが。 教育長の説明だと、私はあそこは変わってない、変わらない内容だと思うんですよ。じゃあ、そ の次の会話になると、どういう具体性があるんだと言われたって、じゃあ、具体性って何ぞやと いうことになるんですよね。 教育長 いつどこに出るのかなんて、それは分かりませんしね。どんな状況になるか分からないけれども、だけども、文化財の史跡の中にあるということと、それから文化財のいろんな活用だとかいうことのいろんなトータルな見地で考えていけば、やっぱり日本の大きな流れの中で、人もそうでありますように、我々もそういう道を選んでいくのがやはり1つの方向ではないかなという気がします。ただ、文化庁もいつ出るんだと、それをちゃんと言えという、そこまでは求めていないと思います。ただ、移転という意思をはっきりともって、それを明確にしてくださいということだと思いますので。また、そういう対応をしないと進まないと思うんですよね。ますます遅れるばかりなので。

委員 私はそれでいいと思いますね。逆に具体性というのをはっきり入れるんであれば、そこに移転すればいいんですね。そういうことがないから耐震を急ぐということになっているわけですから。

教育長 そのことについては文化庁も理解を示してくださる。

委員 そこを理解をしていただくしかないと思うんです。

委員 移転の表現は今おっしゃったことを入れて、あとは 14 に書いてあることを基本的に目を通して、これでいいんじゃないでしょうか。

委員 もう1つだけちょっと感じるんですけど、その仮設校舎というのに対して、今、委員長もおっしゃいましたけど、かなり私、いろいろ伺ったんだという気持があったんですけど、この仮設校舎というのは使い終わればなくしてしまうんでしょうね。それに対して、今言ったスピードを求めて多くのものを建てれば早く出来るよというのが、ちょっと私、引っ掛かるんですよね。やっぱりその意味ではいろんなこうタイムスケジュールを含めて、教室の今後の空き具合も含めて、それはある程度コンパクトなものを造って、それなりに利用して、費用も抑えるということは私、いいんじゃないかなと思いますね。残るものであればいいですけど、仮設ですから用が終わればなくなってしまうわけですから、それをぜひ意識していただきたいと思いますね。

教育長 ですね。費用もありますし、それから、早く完成したいといった点もありますし、子 どもたちにあまり不便をかけたくないし。

委員 そうですね。そういうことを十分吟味していただいて、調整をしっかりしていただいて、 納得できることを説明していただきたいと思います。

委員長 各委員さん、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 では、これは次の教育委員会でもう一度議論をして、具体的なかたちにして、もう一度協議をしていただいた上で、場合によっては11月ぐらいに議案としてお出しするということで。 委員長 協議事項2は終了しました。続きまして、協議事項3を説明してください。

[公開]

協議事項3 平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針(案)について 特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 はい。失礼します。鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針(案)につ

いてでございます。このことにつきましては、本年度学校ガイド説明会等、担当課が行っているところでございまして、県民の皆さまからは早くに高等特別支援学校の受験等について、必要であることについての情報を早くいただきたいということがございまして、このことについての提案をするところでございます。基本方針でございますけども、実は基本方針については、すいません、見てやってください。2番目の求める生徒像、前回、これは入学時点でのことなのか、卒業時点でこのような生徒を育てるという目標であるのか、そこをはっきりしなさいということ、ご意見いただきました。これは入学時でということです。一番大きなのは社会生活に必要な力を進んで身につけようとする生徒、そして、この学校が就労ということを全面に出した学校でございますので、2番目には就労による社会的自立ということを謳っております。3番目には仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒。これは、人との関わりでありますとか、そういったものをもちながら積極的に学ぶ意志と、このようなことを謳ったところでございます。

3番目の出願資格でございます。これについては学校教育法施行令 22 条の 3、これは表が載っているかと思いますけども、知的障がい等各障がい種、各障がいにおける程度等を示したものでございまして、このことに規定する程度の者で、次に本人、保護者が共に鳥取県内に在中している者というふうにしております。そして、且つ、次のア~ウのいずれかに該当する者とするということでございまして、アについては過年度卒業者を含むというふうにしております。イにつきましては、25 年 3 月修了する見込みの者、ウについては中卒と同等の学力がある者をということでございまして、それが、学校教育法施行規則で第 95 条で謳ってあります。4 番目の高等特別支援学校における選抜でございますが、期日についてはこれから 3 つの案を提案させていただいて、ここを埋めていくということで、ちょっと空けさせていただいております。あとで説明させていただきます。

検査内容でございます。学力検査、それから実施教科等につきましては、学力検査の1と2を行うというふうにしております。そして、内容でございますけども、内容は特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学段階の各教科というふうにしております。学力検査の1については、読み・書き・計算等の基本を問うもの、それから、学力検査2については応用力を問うものとしております。続きまして、適性検査につきましても、適性検査の1と2がございまして、1は作業を遂行するのに必要な能力を見るもの。それから、2の適性調査2につきましては、対人関係の基礎的な適応能力を見るものとしております。その他に作文、面接を行います。

オで書いておりますけども、合格者は入学確約書というものを提出していただきたいと考えております。これは定員を満たさない場合、早くに再募集等を、次の段取りをする必要がございまして、これについては県立の高等特別支援学校の願書を出す時期以前に確定する必要があるということでございます。あと見てやってください。それから、続いてこの入学者選抜にかかる日程、3つのプランを出しております。これについて室長の方から説明させていただきます。

高等特別支援学校準備室長 はい。失礼いたします。前回の協議で、日程案については委員長さんからの意見をいただいておりましたけども、改めて3案比べていただいて、どれがよいかということを協議いただいいただければというふうに思います。まず、A案でございます。A案は

私立の高校の出願までにこの高等特別支援学校の選抜合格発表を行ってしまおうという案でございます。どうしても、12月の年末、1月の年始がかかりますから、12月の実施ということになります。1月の2週目からは私立の出願が始まりますので、12月に選抜検査をやってしまうという案ですが、A案でございます。B案は私立高校の選抜と並行して行う案でございます。メリット、デメリットにつきましては、このB案につきましては、中学校側からすると、高校と私立高校と同じ準備日程であるというようなこと。逆にデメリットとしましてはやはり重なる可能性があること。検査日が重なる可能性があると。また、不合格者が気持ちを切り替える余裕が十分ないではないかと考えられる。

て案につきましては、私立高校の選抜が終わってからこの高等特別支援学校の出願選抜を行おうというもので、2月の実施ということになります。他の県立学校が3月でありますので、それに一番近い日程というかたちで2月の実施ができると。ただ、これも、メリット、デメリットそれぞれありまして、年度末まで受験に向けて緊張感を持って取り組むことができるというメリットがある反面、やはり日程的になかなか県立学校と近いというようなこと、再募集についても重なるというようなことがデメリットとしてはあろうかと思います。それぞれ3つの案を示しておりますが、それぞれどのような高等特別支援学校の選抜日程が良いかということをご意見いただければというふうに考えております。

特別支援教育課長 続きまして、最後になりますけども別添資料ということで過年度中学校卒業者の取扱いについて付けさせていただいております。これについては、入学者選抜方針とは別なんですけども、このことを確認しておく必要があるということで付けさせていただいております。1番の基本的な考え方につきましては、過年度卒業者もいわゆる資格を有するものとするということでございます。ただし、過年度卒業者のうち高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した者は含まないと、このような考えでございます。2番目、過年度中学校卒業者の具体的取扱いについてでございますけども、出願者の年令の条件は設けない、それから出願者の受験回数の条件を設けない、これは基本的には高等学校に揃えております。全国の調査等も行いまして、こういったかたはそう数はないだろうという判断をしております。また、異年齢の生徒からもいい影響を受けるであろうと、このような考えからこのように考えました。

それから、その下でございますが、在籍中の生徒は在籍したまま出願はできないというふうにしております。次に3番目、県立特別支援学校高等部中退者の再入学についてでございます。基本的には再入学を認めるものとするということでございます。ただし、再入学の時期については、退学翌年度4月とする。そして、退学当時在籍した学年に入学を許可するものとする。やっぱりここはこのようにしていかないとやはり歯止めがかからないという状況が想定されますので、このように考えております。以上でございます。

|委員長|| いかがでしょうか、何か質問等ございますか。

委員 ちょっと今のことと広い意味で関わるんですけど、高校を2つ出ることはできるんですか、今。要は、大学はいくつでも出ている人いますよね。高校はどういうルールになっているんですか。

参事監兼高等学校課長 普通科であれば普通科を出た人がまたどっかの普通科ということでは

なく、専門高校の工業科とかにはまた行くことはできます。

委員 それはできる。じゃあ、私立高校はもちろんできる。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 要は、言いたいことは、なんか公正でこの意図はよく分かるんですね、書いてあることの、ダブルはだめだというのは。だけど、他のところにそういうふうに行っておられたら、普通高校を出た人がここは来られないのかというのはどう考えておるのか。

委員 高校を出た人は行けないと書いてあるでしょ。それで、今、高校を出ても商業高校はいいとおっしゃったでしょ。

参事監兼高等学校課長 はい。普通高校、はい、同じ科でなければ。

委員 ですよね。そういう公正さをどう考えたらいいのかな。意図はよく分かるんです。分かるけど、ちょっとそこら辺、もうちょっと整理しておかないと。

教育長 高校卒業後の再入学ですね。

委員 ええ。高校再入学。

委員長 私はこの学校の設置目的を考えれば、その辺は解決するのかなという。

委員でも、普通高校の場合は出てここはだめなんですか。

委員長 結局、軽度知的障がい者の就労促進のために設けられた学校ですよね、これは。ですと、高校卒業する人があえてここに入学していく必要はあるんですかね。

委員 やっぱり、こういう訓練をしてもらえると思ったら、来たいという人があるいは出るかもしれない。

委員長 職業訓練校ではなくして。

委員 はい。だから、いくらでもいる、4年制出て短大入った人いくらでもいるので、いくらでも。

教育長 2番目の上から3つ目で、在籍中はできないので、だから在籍が終わったらできるということになりますね。

委員 でも、卒業したらだめなんでしょ。

委員長 高校をね。

委員 高校を卒業したら。いや、僕は理屈がつけばいいと思いますけど、そこが、意図はよく 分かっているつもりなんだけど、他はいいと言っていて、こっちはだめだという意味はなんやと いうことをちゃんとした方が。

特別支援教育課長 分かりました。

委員 他はどうされてます、他所のところは。やっぱりだめにしていますか。

特別支援教育課長はい。だめにしております、はい。

委員 それはどういう理屈なんでしょうね。

特別支援教育課長 やはり高校と違って特別支援学校ですので、さまざまな補助的なものをとか、ですので、一応高等部と同じ教育を終えた者はもうそこは終わったということで全体的にみています。

委員 一応、過ぎているとみなすということですね。

特別支援教育課長はい。

委員 ちょっとそこら辺の理屈をきちっとしておいてください。

特別支援教育課長 分かりました、はい。

委員 このたくさん来たいという人がいるという見込みですかね、ここ。科目を新しく作ると ころ。

特別支援教育課長 2倍であろうということは想定しております。

委員 一番相応しい人が入るというのがいいんですよね。その辺は狙っておられると思いますが。

教育長 一番相応しい子がね。そうですね。

委員 だから、もう必要以上の人は来ないようにしてきたいという思いはよく分かる。

教育長 そうするとね、そうすると、ここの日程のA案、B案、C案とあるんですけれども、上に1行ポイントが書いてありますけれどもね、何となく私立高校を基準にしてやっぱり考えすぎているのかなという気がしますね。だから、子どもの実態に合わせて一番いいタイミングは何なのかということを考えていかないと、なんか、私立の試験に合わせて経済的な面とかですね、いろんなメンタルの面とか、そういうことも当然あると思いますけれども。

委員 これ、私立を基準にされたということは、実態としてこういう生徒たちはここか、私立 という可能性が強いということなんですか。

特別支援教育課長 そういうことです。特に西部ですね、米子松蔭の方に行っている生徒もございますので、そういったことも考えて。

教育長 もちろん、そういうことを考えていくのも大事なんだけども、なんかそこだけにシフトしてしまうと、なんか全体的にどうなのかなというのがあって、これもバランスですけどもね、 はい。

委員長 そこだけにじゃないですけど、そこも考えてという。

教育長そうですね。これを考えて、そこも考える。

委員 今、教育長が言われたことに絡んで言うと、そういう他の高校との兼ね合い一切関係な しに、一番相応しい受験日というのはだいたいどこなんですか。そういう他所の高校の受験とか はおいておくとしたら。

特別支援教育課長 そこのあたりが、高等特別支援学校に落ちた生徒が今度は通常の特別支援学校の入学者募集、願書を出すということになります。そうすると、今、特別支援と高校が同一日、だいたい同一日でやっておるんですね。そしたら、早くに結果を出しておかないと落ちた生徒はそっちの方に向かうことが、

委員 できない。

特別支援教育課長 できないと、はい、そういうことがございます。それから、やっぱり、1 つ落ちたというところで気持ちの整理と言いますかね、ちょっと時間が少しあって、そして次に向かうという指導もできる時間もいるんじゃないかと、そういうふうに考えますと、本課の方としましてはA案としたいという気持ちを持っております。もちろん、教育長さんおっしゃっていますように、あまり早くに合格というか、受かって、合格した生徒があとはちゃらんぽらんに過

ごすということがあっちゃいけんのですけども、そういうことを頭に置きながらも、やはりこう、 全体的な日程を見ましたときにA案としたいなというのが考えでございます。

教育長 理屈は分かるけど、でも 11 月の 20 日から出願をして、12 月の 11 日、11 日に選抜があるという、なかなかイメージとしては受け入れがたいね。現場からもこういう要望は強いんですか。

高等特別支援学校準備室長 説明会をした中では、やはり落ちた生徒が次、生徒が考えられるような日程をという声はあります。

教育長 それはかなり強い声ですか。

高等特別支援学校準備室長 遅くしてほしいという声は、逆には。12 月頃を考えているという 案を出したときに、いや、それは早いという声はなかったです。

教育長 声がなかったからいいじゃないんだけれども、どうなんだろうね、やっぱりバランス的に見た場合に一般の選抜、推薦でもなんでもないんですよね、選抜検査だよね。検査で合格を決定する時期が12月20日にはもう決まっているということが、なんとなく早いかなという。いろんな心配をして、だからと上げてくれば皆そうなってくるんだろうけれども。

教育次長 これ、中学校の方から受ける人の場合には中学校で言うと高校入試のために内申点なんか出しますが、それが中学校はだいたい3年生の2学期までの成績を見てだいたい。そのときに11月に出願となった場合、内申点なんか中学校どうなんかな、ちょっと。

高等特別支援学校準備室長 中学校は、内申点はまだ出てないようですけども。

教育次長 中学、うん。

高等特別支援学校準備室長 中学部、特別支援学校中学部からの出願があるということになりますと、中学校で内申点が出た後、同じ土俵で比べることができません。中学部からは内申点出てきませんので、すると、調査書についても総合的に内容を判断しながらということにはなりましょうけども、どちらにしても内申点というかたちでの判断するのは難しい。

教育次長 難しいね。ただ、入学、入試にあたって出願書類の中に、いわゆる今の、現状段階のそういう内申書を求めるとした場合に、中学校はまず無理なんだということだな。そうだな。 高等特別支援学校準備室長 成績を出すんですか。

教育次長 うん、10 段階のものを例えば出しなさいということは言えないと思うんだが、まだ11 月の段階ではね。

高等特別支援学校準備室長 そうですね。

教育次長 うん。だから、

教育長 中学校等から提出された調査書を資料とし、総合的に判断するということだから。

教育次長 うん。いわゆる、このことから内申調査書と同じものだからね、10段階。

委員長 県立のこの特別支援学校、これがだめだった場合には私立でも行ってすぐ入学したいという思いのある人もあれば、先程の話で、高等学校を卒業したらここには入学志願できないわけですから、1年越しでも次の年にまたここに挑戦すると、再受験をしたいという生徒もあると思うんですよね。1年間はどこでどう過ごすかは別ですけど。それで、初年度はものすごく殺到するだろうと思います。競争率が激しいだろうと思いますが、その次の年からはだんだんそんな

に競争率は激しくないのではないかなと考えるんですけれども、そのことを軽度の知的障がいがあって、将来、就職ということを考える子どもさんやその保護者のかたは1回だめでも次の年また受けて、できたらこの学校を、高等特別支援学校でいろんな知識や技術、社会性なんかも身につけさせたいと思われるようなかたが私は多いんではないかと思うんです、この学校を希望されるかたの中には。

それで、時期的なことを思いますと、私が現場だったら早いこと進路先というのが決まってほしいな、これは親も子も願いだと思うんです。やはり安心したいと、中学校卒業したときにね。それで、早く決まれば、学校側はその後の生活態度にいろいろ不安が残るという、その辺はやっぱり、あんまりないような気もするんですが、この高等特別支援学校に入学するのが目的ではないわけですから、そこを卒業したときも就職ということがあるわけですから、中学3年の1、2、3月、他の生徒が受験に一生懸命している中でも、一つでも社会性を身に付けたりコミュニケーション能力を付けたり、そういう指導が担任の先生、生活指導の先生を通してなされれば、それほど不安はないようにも思うんですが、余裕があるのがいいかなとは、A案でもB案でもと思うんですが。A案の方がよろしいのかなと思うところもありますが、出願はもう1週間遅くてもいいのかなとも思います、この出願の。

特別支援教育課長 ありがとうございます。

委員 すみません。通学は寮とかですか。送り迎えをするんですか。

特別支援教育課長 寮もあります、通学ですか、自力で公共交通機関を使って通学するのが基本です。ただ、遠方の生徒がおりますので、遠方の生徒に寄宿舎を準備しておりますので、45名入れるようにしております。

教育長 これ、A 案は出願から選抜までがずいぶんと時間があるけれど、B 案、C 案に比べて、何で。

特別支援教育課長 すみません。

教育長 うん、期間。18日ぐらいですね。B・Cは12日だけど。

委員 これは今日決めるんですか、A、B、C案、どれかっていうのは。

特別支援教育課長 いえ、意見をいただいて、次、提案させていただきます。

委員 僕は、先程、高校を出て駄目なのかということと同じ話なんですけど、この特別支援学校というのをどれだけ特別に考えるのか、むしろ普通の、ある意味で高校として扱うのか、そこの話かなと思うんですよ。それで、僕はもう一歩上を行くと、できるだけごく普通の高校でありたいという感じがするので、あんまり特別扱いの日程とか、特別扱いの高校を出たからこれは駄目だということではない高校にしていかないと、本当の意味で自立の高校になっていかないんじゃないかなという気がしていて、そこでその理念をどう考えるのかなと思っているんです。

特別支援教育課長 おっしゃるように本当に自立を謳っていますので、そういった意味では過度な余計な特別支援がないようにしていきたいと思います。ただ、知的障がいのある生徒については行くところが限られていますから、通常の高校に、じゃあ学力で受けると言っても、これは難しいところでございますので、そういったところを、やはりそういった障がいのある生徒たちが優先的にやっぱり入れる学校というスタンスは、やっぱり僕は残して大切に考えていきたいと

思います。

高等特別支援学校準備室長 先程の出願は、その期間は、A案を1週間下げるということは可能です。

委員 だから、これはB案、C案に比べて、最初から1週間ぐらい長く取ってあるんだけど、 それに何か理由があるんですか。

高等特別支援学校準備室長 ある程度余裕を持った検査にしたいということでしたけども、どうしてもB案、C案になるといろんな日程が加わるので、最小限の出願から選定の日程にしております。それで、もう少しA案を、出願期間を1週間下げるっていうのは、これは可能です。

教育次長 ちょっとB案はあれかもしれんけど、A案でいくと、入学確約書を出してもらうでしょう。

教育次長 となると、その者は、もう私立の高等学校は受けられないんですね。 高等特別支援学校準備室長 そうです。

教育次長 例えば、親によっては、できたら倉吉北高の普通学校の普通課程を学ばせたいと、 もしもそこを落ちたときは高等特別支援学校を受けさせたい、そのときにだめだったら、次は養 護学校という、そのルートを考える人も中にはおるかも分からないなと思って。つまり、高等特 別支援を第2志望と考える人。その者はもう受けれなくなるね、入学確約書を出してしまうと。

特別支援教育課長 そういうことはありますね。

委員かなり特別に考えているんだけど。

委員 選択肢は広げてあげた方がいいですね。

委員長 これ、変な話ですけど、原案を現場の方に出掛けて、どれということを聞くわけには いきませんかね。

特別支援教育課長はい。

委員長 実際にその担任しておられる先生のかたに。

委員 現場にもいろいろありますよね。中学校側と、それから各高校側、私立の高校の先生が たの立場と、どういうあれなのかな。それと、一番は生徒に対してどういう支援をするのか。

特別支援教育課長の分かりました。ちょっとそのあたりもう一度聞いてみて。

委員 本当に顕著な、どういうのが多いなのかという。

特別支援教育課長分かりました。

委員 いろんな立場があると思うんですけど。

特別支援教育課長分かりました。

教育長 もうちょっと幅広に聞いてみて。

特別支援教育課長はい。

委員 事務局からご説明になった事態は分かっておりますけどね。

特別支援教育課長長はい。

委員長 確認ですけど、Aさんがここを受験しました。不合格でした。再募集なんて、また受験はできませんね。

特別支援教育課長 できません。はい。

委員長 次の年はできるんですね。

特別支援教育課長はい。

委員 再募集はしないつもりなんですね。

特別支援教育課長 再募集は、同じ人はできないです。

委員長 よろしいでしょうか。はい。協議事項3を終わりまして、いいですね。以上で議事は終了しましたが各委員さんから何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会をします。次回は10月24日月曜日に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 はい。9時半ですね。10月24日9時半に10月の定例教育委員会を開催します。以上で本日の日程を終了します。長時間ご苦労さまでした。

(15:10閉会)